

四半期報告書

(第14期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

株式会社エイジア

東京都品川区南大井一丁目13番5号

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況 6

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	13

2 株価の推移 13

3 役員の状況 13

第5 経理の状況 14

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	15
(2) 四半期損益計算書	16
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	17

2 その他 21

第二部 提出会社の保証会社等の情報 22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	株式会社エイジア
【英訳名】	AZIA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 江藤 晃
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井一丁目13番5号
【電話番号】	03（5753）0848
【事務連絡者氏名】	取締役 美濃 和男
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井一丁目13番5号
【電話番号】	03（5753）0848
【事務連絡者氏名】	取締役 美濃 和男
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期 累計(会計)期間	第13期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	142,226	669,498
経常損失(千円)	19,728	19,145
四半期(当期)純損失(千円)	70,271	39,462
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金(千円)	322,420	322,420
発行済株式総数(株)	11,631	11,631
純資産額(千円)	553,234	599,434
総資産額(千円)	654,926	704,633
1株当たり純資産額(円)	47,565.55	51,537.64
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円)	6,041.78	3,392.84
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—
1株当たり配当額(円)	—	—
自己資本比率(%)	84.5	85.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	90,838	—
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△10,191	—
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△9	—
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	404,687	—
従業員数(人)	47	49

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、該当事項はありません。なお、連結子会社であった株式会社エイジアコミュニケーションズは、平成20年2月に解散を決議しております。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	47	(2)
---------	----	-----

(注) 従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	金額(千円)
アプリケーション開発事業	24,732
受託開発事業	32,454
合計	57,187

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高(千円)	受注残高 (千円)
アプリケーション開発事業	138,970	49,435
受託開発事業	52,576	19,738
合計	191,547	69,173

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
アプリケーション開発事業(千円)	109,137
受託開発事業(千円)	33,088
合計(千円)	142,226

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社大塚商会	28,870	20.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期会計期間（平成20年4月1日～平成20年6月30日）におけるわが国の経済は、サブプライムローン問題に端を発した米国の景気減速、原油・素材・食料品価格の高騰、急激な円高の進行等の影響により、先行きの不透明感が強まる状況となりました。

情報サービス産業においても、内部統制報告制度の本番開始に伴う情報システム投資需要は一服した感があり、特に当社の事業領域であるCRMアプリケーションの分野では、依然厳しい競争環境が続いています。

このような状況の下、当第1四半期会計期間においては、前年度に続き、営業力の強化、技術部門の生産性向上・製品開発に努めてまいりました。

営業力の強化に関しては、新規開拓の強化と、案件成約力の向上に取り組んでおります。新規開拓については、前期に解散を決議した子会社の運営にあたっていた人材を新規開拓に振り向け、これに経営陣も含めた体制で臨んでおります。あわせて、営業部門を案件のクロージングやフォローアップに専念させることにより、案件成約力の向上に努めております。

技術部門の生産性向上・製品開発については、今期より技術部門を1つに統合し、人員の融通を一層活発にして生産性の向上を図るとともに、技術コンサルティングへの配分を厚くし、顧客企業の満足度アップや新規案件獲得力の向上にも努めております。

これらの結果、当第1四半期会計期間においては、官公庁からの大型案件の受注に成功するなど、主力製品「WEB CAS」シリーズの販売が順調に推移し、売上高は142,226千円、営業損失19,829千円、経常損失19,728千円、四半期純損失70,271千円となりました。従来のインターネット広告に加えて展示会への出展を増やし、積極的な広告宣伝活動を展開したことなどにより、利益計上には至りませんでした。本業の業績を示す営業利益及び経常利益は、前年同期に比べ損失額が縮小いたしました。一方、四半期純利益については、自社の本業拡大のための資本提携に伴い取得した投資有価証券の評価損52,232千円を計上したため、前年同期に比べ損失額が拡大いたしました。

なお、事業別の売上高の状況は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
	金額(千円)	構成比(%)
アプリケーション開発事業	109,137	76.7
受託開発事業	33,088	23.3
合計	142,226	100.0

生産性の向上を目的に技術部門を統合したことに伴い、従来のウェブキャス事業、ソリューション事業、クリエイティブ事業のセグメントは廃止し、アプリケーション開発事業、受託開発事業に再編成いたしました。アプリケーション開発事業は、統合CRMシステム「WEB CAS」シリーズを中心としたアプリケーションの開発・販売に関わる事業、受託開発事業は、ECサイトや企業システムの構築などを受託し、開発する事業であります。

当第1四半期会計期間においては、利益率が高く、当社のコアビジネスであるアプリケーション開発事業が順調に推移いたしました。

なお、技術部門の統合と子会社の解散に伴い、従来のセグメントは廃止いたしました。事業の内容は、アプリケーション開発事業が従来のウェブキャス事業にほぼ相当し、受託開発事業は従来のソリューション事業とクリエイティブ事業にほぼ相当するため、参考に、前年同期のセグメント別の売上高を掲載いたします。また、アウトソーシング事業は、子会社解散に伴い廃止しております。

	前第1四半期連結会計期間 (自平成19年4月1日 至 平成19年6月30日)	
	金額(千円)	構成比(%)
ウェブキャス事業	74,240	58.9
ソリューション事業	41,514	32.9
クリエイティブ事業	9,793	7.8
アウトソーシング事業	468	0.4
合計	126,016	100.0

(2) 財政状態の分析

当第1四半期末における総資産は654,926千円となり、前事業年度末に比べ49,707千円減少いたしました。

資産の部では、固定資産が前事業年度末に比べ49,808千円減少いたしました。これは主に投資有価証券の評価損によるものであります。

負債の部では、固定負債が14,502千円となりました。これは、アプリケーション開発の長期保守にかかる前受収益の発生であります。

純資産の部は553,234千円となり前事業年度末に比べ46,199千円減少いたしました。これは主に四半期純損失の計上によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物残高は、前事業年度末に比べ80,638千円増加し、404,687千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な発生要因は次のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローの状況は、税引前四半期純損失70,139千円、仕入債務の減少9,261千円があった一方で、売上債権の減少額110,551千円、投資有価証券評価損52,232千円により、90,838千円のプラスとなりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローの状況は、有形固定資産の取得による支出8,938千円等により、10,191千円のマイナスとなりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローの状況は、9千円のマイナスとなりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発費の総額は、15,839千円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、重要な資産の除却又は売却はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,260
計	46,260

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,631	11,631	東京証券取引所 マザーズ	—
計	11,631	11,631	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には平成20年8月1日からこの四半期報告書の提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(平成14年12月16日臨時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	103
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	309 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,334 (注) 1, 3
新株予約権の行使期間	平成17年12月1日から 平成24年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により各新株予約権の行使により発行される株式数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後に生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映したうえで、調整後株式数を算出するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合は除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

※平成18年6月23日開催の第11回定時株主総会において「平成14年12月16日開催の臨時株主総会における第2号議案（株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件）の決議を一部変更する件」を付議し、承認されましたので、提出日現在は「新株予約権の当社取締役又は従業員以外の第三者への譲渡、質入その他の処分は認めない」に変更されております。

②その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定する。

(平成16年10月25日臨時株主総会特別決議 平成16年11月12日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	93,334 (注) 1, 3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日から 平成26年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 93,334 資本組入額 46,667
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(平成16年10月25日臨時株主総会特別決議 平成17年4月22日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	247,000 (注) 1, 3
新株予約権の行使期間	平成19年5月1日から 平成26年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247,000 資本組入額 123,500
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

（平成17年7月29日臨時株主総会特別決議に基づく発行）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	530,000（注）2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 530,000 資本組入額 265,000
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	11,631	—	322,420	—	395,499

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 11,631	11,631	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	11,631	—	—
総株主の議決権	—	11,631	—

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高（円）	65,000	65,600	57,000
最低（円）	57,500	53,000	49,500

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.1%
売上高基準	—
利益基準	0.3%
利益剰余金基準	0.1%

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	434,808	354,121
受取手形及び売掛金	71,507	182,557
仕掛品	4,298	2,517
その他	49,849	23,090
貸倒引当金	△1,344	△3,267
流動資産合計	559,120	559,019
固定資産		
有形固定資産	※ 14,901	※ 7,768
無形固定資産	24,887	25,402
投資その他の資産		
その他	60,739	117,168
貸倒引当金	△4,722	△4,725
投資その他の資産合計	56,016	112,443
固定資産合計	95,806	145,614
資産合計	654,926	704,633
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,584	21,845
未払法人税等	609	1,983
製品保証引当金	237	—
賞与引当金	2,147	9,173
本社移転損失引当金	—	5,474
その他	71,610	66,721
流動負債合計	87,189	105,199
固定負債		
長期前受収益	14,502	—
固定負債合計	14,502	—
負債合計	101,691	105,199
純資産の部		
株主資本		
資本金	322,420	322,420
資本剰余金	395,499	395,499
利益剰余金	△164,685	△94,413
株主資本合計	553,234	623,506
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	△24,072
評価・換算差額等合計	—	△24,072
純資産合計	553,234	599,434
負債純資産合計	654,926	704,633

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	142,226
売上原価	57,187
売上総利益	85,038
販売費及び一般管理費	※ 104,867
営業損失(△)	△19,829
営業外収益	
受取利息	85
受取配当金	6
雑収入	13
営業外収益合計	105
営業外費用	
雑損失	4
営業外費用合計	4
経常損失(△)	△19,728
特別利益	
貸倒引当金戻入額	1,925
特別利益合計	1,925
特別損失	
固定資産除却損	104
投資有価証券評価損	52,232
特別損失合計	52,336
税引前四半期純損失(△)	△70,139
法人税、住民税及び事業税	132
法人税等合計	132
四半期純損失(△)	△70,271

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△70,139
減価償却費	3,452
商標権償却	16
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,925
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△7,026
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	237
本社移転損失引当金の増減額 (△は減少)	△5,474
受取利息及び受取配当金	△91
固定資産除却損	104
投資有価証券評価損益 (△は益)	52,232
売上債権の増減額 (△は増加)	110,551
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,781
仕入債務の増減額 (△は減少)	△9,261
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	1,991
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	607
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	3,015
長期前受収益の増減額 (△は減少)	14,502
小計	91,012
利息及び配当金の受取額	91
法人税等の支払額	△265
営業活動によるキャッシュ・フロー	90,838
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△1,548
有形固定資産の取得による支出	△8,938
無形固定資産の取得による支出	△612
貸付金の回収による収入	921
その他	△13
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,191
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	△9
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	80,638
現金及び現金同等物の期首残高	324,048
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 404,687

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>①たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期会計 期間から適用し、評価基準については、原 価法から原価法(収益性の低下による簿価 切下げの方法)に変更しております。</p> <p>なお、この変更に伴う損益に与える影響 はありません。</p> <p>②製品保証引当金の計上</p> <p>プログラムの無償保証期間中に発見され た当社の責による瑕疵の補修費用は、従来 補修作業の発生時の費用として処理して おりますが、当第1四半期会計期間より過 去の実績を基礎とした見積額を製品保証引 当金として計上する方法に変更してしま います。この変更は、過去の実績を基礎と して将来の発生見込額の見積りが可能にな ったことから、期間損益計算の適正化を 図るために行ったものであります。この 結果、従来と同一の方法を採用した場合 と比べ、営業損失、経常損失、税引前四 半期純損失は237千円増加してしま います。</p>

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、18,708千円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、18,087千円であります。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与手当	30,485千円
賞与引当金繰入額	1,298千円
製品保証引当金繰入額	237千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
(平成20年6月30日現在)	
(千円)	
現金及び預金勘定	434,808
預金期間が3か月を超える定期預金(積立定期預金)	△30,120
現金及び現金同等物	404,687

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,631株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	22,437	22,437	—
合計	22,437	22,437	—

(注) 当四半期会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて26,232千円減損処理を行っております。

当第1四半期会計期間末の株式の取得原価(22,437千円)は、減損処理(26,232千円)を行ったため、減損処理後の取得原価となっております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%未満下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年6月30日)

当社ではデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日)		前事業年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	47,565.55円	1株当たり純資産額	51,537.64円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	6,041.78円

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(千円)	70,271
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	70,271
期中平均株式数(株)	11,631
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社エイジア
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 尾関 純 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイジアの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイジアの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より製品保証引当金を計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。